

定 款

1950年2月 2日 制定

2022年6月28日 改定第40版

FDK株式会社

制	定	1950年2月2日
改	定	1950年5月25日
		1951年5月25日
		1951年8月4日
		1952年5月24日
		1952年11月7日
		1953年6月13日
		1955年5月28日
		1955年11月28日
		1956年5月18日
		1957年5月27日
		1958年5月29日
		1958年7月1日
		1959年5月29日
		1960年11月29日
		1961年5月30日
		1964年5月27日
		1965年11月29日
		1969年5月30日
		1974年5月29日
		1975年5月29日
		1982年6月25日
		1984年6月29日
		1991年6月27日
		1994年6月29日
		2000年6月29日
		2002年6月27日
		2003年6月27日
		2004年3月12日
		2004年6月29日
		2005年6月29日
		2006年6月29日
		2007年6月28日
		2009年6月26日
		2010年1月6日
		2016年6月28日
		2018年6月27日
		2018年10月1日
		2020年6月25日
		2022年6月28日

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、FDK株式会社と称し、英文ではFDK CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 電子材料およびその応用部品の製造ならびに販売
2. 磁性材料およびその応用部品の製造ならびに販売
3. 電子機器および装置の製造ならびに販売
4. 電池の製造ならびに販売
5. 各種精密機械器具の製造ならびに販売
6. 家庭用電気製品・産業用電気機械器具の販売
7. ソフトウェアの開発および販売
8. 環境測定、分析および資源再利用に関するサービス業務
9. コンピュータならびに周辺機器の再生および廃棄物の処理にかかわる業務
10. 一般雑貨品、食料品の販売
11. 介護保険法による指定居宅介護支援事業
12. 前各号に関連する据付工事の設計、施工、請負
13. 前各号に関連するコンサルティングの受託
14. 前各号に附帯または関連する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都港区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査等委員会
3. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、5,100万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 ① 当社は、株主名簿管理人を置く。

② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。

③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱および手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第11条 ① 当社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時招集する。

② 株主総会は、取締役会の決議により取締役社長がこれを招集する。

③ 取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第13条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、代行者がこれにあたる。

(電子提供措置等)

第14条 ① 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議方法)

第15条 ① 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行なう。

② 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行なう。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、議決権を行使することができる当会社の他の株主1名に委任してその議決権を行使することができる。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の定員)

第17条 ① 当会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は16名以内とする。

② 当会社の監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は5名以内とする。

(取締役の選任)

第18条 ① 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。

② 取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行なう。

③ 取締役の選任は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第19条 ① 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

② 前項の規程にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

③ 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員を除く。)の中から代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員を除く。)の中から会長、社長各1名および副社長、専務、常務各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

(取締役会の決議の省略)

第23条 当社は、会社法第370条の要件をみたしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会)

第24条 取締役会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、取締役会において定める取締役会規則による。

(取締役との責任限定契約)

第25条 当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、500万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を限定する契約を締結することができる。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第26条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

(監査等委員会)

第27条 監査等委員会に関する事項については、法令または本定款に別段の定めがある場合を除いて、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第28条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当の基準日)

第29条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第30条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行なうことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第31条 ① 剰余金の配当が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

② 未払の剰余金の配当には利息をつけない。

附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

1. 当社は、第 87 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
2. 第 87 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第 40 条の定めるところによる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

1. 変更前定款第 14 条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第 14 条(電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第 70 号)附則第 1 条ただし書きに規定する施行の日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内に株主総会が開催される場合には、その株主総会については、変更前定款第 14 条がなお効力を有し、変更後定款第 14 条は適用しない。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日のいずれか遅い日の後にこれを削除する。